最終更新日：2016年1月13日
日創プロニティ株式会社
代表取締役社長　石田　徹
問合せ先：取締役経営企画室長　諸岡　安名　TEL092-552-3749
証券コード：3440
http://www.kakou-nisso.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業価値の向上を目指し、効率性、健全性及び透明性の高い経営を実現するため、経営の監視機能、内部統制機能及びコンプライアンス体制を強化し、必要な施策を実施していくことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としており、企業の社会的使命を果たしていくことを企業経営の重要な目的と捉えております。当社は、この基本方針のもと、コーポレート・ガバナンスの実効性を確実なものとし、ステークホルダーの方々の信頼に応えていくため、積極的にコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードに関し、5つの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
石田　利幸	2,596,800	35.28
石田　徹	437,600	5.94
井上　亜希	332,000	4.51
石田　洋子	328,000	4.45
株式会社福岡銀行	192,000	2.60
株式会社商工組合中央金庫	128,000	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	93,300	1.26
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	72,500	0.98
後藤　正治	60,000	0.81
大里　和生	57,600	0.78

支配株主（親会社を除く）の有無	石田　利幸
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 Q-Board
決算期	8 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社代表取締役会長石田利幸は、同人の二親等内の親族が所有している株式を含め、議決権の過半数を所有しており支配株主に該当しております。当社は、基本的に支配株主との取引は行わない方針ですが、当社と支配株主との間に取引が発生する場合は、取締役会規程に基づき、社外監査役3名の監視のもと社外取締役1名を含めた取締役会において合理性かつ妥当性の観点から審議を行い、少数株主の利益を害することがないよう適切に対応することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白垣　政幸	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白垣　政幸	○	―――	弁護士としての高い専門性と幅広い知識、経験を当社の経営全般にわたる監督機能の強化に活かしていただくため、同氏を社外取締役として選任しております。 また、福岡証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から定期的に監査実施報告を受け、また必要に応じて監査実施状況を聴取するほか、内部監査人から内部監査計画の報告を受け、内部監査実施の都度、報告を受けております。このように、監査役、内部監査人及び会計監査人は、互いに緊密な連携をとって、監査の実効性、効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
有吉　修	他の会社の出身者													
広瀬　隆明	公認会計士													
大松　健	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有吉　修	○	―――	財務、会計、法令等に係る専門的な知識と他社における経理・総務担当の取締役としての経営経験を当社の監査体制に活かしていただくため、同氏を社外監査役として選任しております。 また、福岡証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
広瀬　隆明	○	―――	公認会計士としての高い専門性と豊富な監査経験を当社の監査体制に活かしていただくため、同氏を社外監査役として選任しております。 また、福岡証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。
			公認会計士としての高い専門性と豊富な監査経験を当社の監査体制に活かしていただくため、同氏を社外監査役として選任しておりま

大松　健	○	―――	す。 　また、福岡証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社と同氏との間に特別な利害関係がないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

　一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、経営陣から独立した立場で経営の公正かつ専門的な監査、監督機能を担う体制として、社外取締役1名と社外監査役3名全員を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成18年８月導入

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

　会社が当該付与対象者にストックオプションを付与している理由は、対象者と当社株主の利害の共有化により、当社の企業価値の一層の増大を図ることを目的にしているためであります。当社は、この目的に合致する取締役、監査役、従業員、社外協力者を付与対象者として選定しております。

　平成18年８月（付与時）　６名　50個　（取締役２名30個、監査役１名３個、従業員２名７個、社外協力者１名10個）
　平成27年８月末現在　２名　15個　（社外取締役１名10個、従業員１名５個）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年８月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬等は以下のとおりであります。
　取締役　７名 166百万円（うち社外取締役１名　３百万円）
　監査役　４名　13百万円（うち社外監査役３名　12百万円）

(注)1. 監査役の報酬等の額には、平成26年11月27日開催の第31回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。
　　2. 取締役の報酬限度額は、平成25年11月27日開催の第30回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。
　　3. 監査役の報酬限度額は、平成17年 ６月17日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

　株主総会の承認を受けた範囲内で、各取締役の報酬額については、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が責任範囲及び業績等を勘案して決定し、各監査役の報酬額については、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

　現在、社外取締役及び社外監査役を補佐する担当部署はありませんが、社外取締役及び社外監査役に必要な情報は全て取締役管理部長、取締役経営企画室長から提供されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

イ. 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用し、機関としては取締役会と監査役会を有しております。取締役会は取締役7名（うち社外取締役1名）で構成され、毎月1回定期的に開催するとともに必要に応じて臨時に開催し、法令又は定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項の審議及び意思決定を行い、取締役の業務執行を監督する機関としての役割を果たしております。

監査役会は監査役3名（全員社外監査役）で構成され、毎月1回定期的に開催するとともに必要に応じて臨時に開催し、取締役の業務執行の状況を監査しております。監査役は取締役会に出席し決議事項の審議過程や業務執行状況の報告について適宜意見表明を行うとともに、定期的に取締役会において監査結果の報告を行っております。更に、代表取締役とは年2回、担当取締役とは監査の都度、意見交換を行っており、適正な経営監視体制をとっております。

ロ. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は専任の内部監査人（1名）を任命しております。内部監査人は、監査方針、監査事項、実施時期、対象部署等からなる年間監査計画を立案し、代表取締役社長の承認を得て監査を実施しております。内部監査人は当該監査終了後、その結果について監査報告書を作成し、代表取締役社長に提出するとともに、その承認を得てその結果を被監査部門長に通知いたします。被監査部門長は業務改善状況について改善報告書を作成し、内部監査人は改善報告書に基づき改善実施状況を確認しております。

監査役監査につきましては、監査役が取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、社内におけるその他の重要な会議にも出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。また、年間の監査方針・監査計画を策定し、業務監査及び会計監査を実施しております。

内部監査人、監査役及び当社の会計監査人は、緊密な連携を保つため協議会を開催して積極的に情報交換を行い、監査の実効性、効率性の向上に努めております。

ハ. 会計監査の状況

当社は、会計監査人に如水監査法人を選任しており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。

・会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 廣島武文

指定社員 業務執行社員 内田健二

なお、継続監査年数は、2名とも7年以内であるため記載を省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、その他2名

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と全ての社外役員は、会社法第427条第1項の規定により、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円又は法令が定める額のいずれか高い額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名を含む取締役会の合議制による意思決定と3名全員が社外監査役である監査役会による監査機能により、経営の監視、監督機能が十分に機能すると判断し、現体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	当社ホームページに株主総会招集通知及び株主総会決議通知を掲載しております。 ホームページへの掲載はともに発送日であります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1回、建設的な対話促進の一環として、個人投資家に対し、説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	建設的な対話促進の一環として、アナリスト・機関投資家に対し、決算発表後速やかに、また適時、説明会（スモールミーティング）を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、中期経営計画、決算説明会資料、決算短信・四半期短信、有価証券報告書・四半期報告書、株主総会招集通知・株主総会決議通知等を掲載しております。 IRお問合せ欄を設け、当社のIRについての質問事項に対して電子メールによる受付・回答を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する部署は、経営企画室に設置しております。 IR担当役員　取締役経営企画室長　諸岡安名	
その他	年に2回、年次と半期の決算発表日に、福岡金融・経済記者クラブに対し、決算説明会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」において会社の基本精神を規定するとともに、株主・投資家はもとより、幅広いステークホルダーの立場を尊重した「日創プロニティ行動規範」において、社会の一員として企業の社会的な使命と責任を果たしていく旨を定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「日創プロニティ行動規範」において、株主・投資家はもとより、幅広いステークホルダーとのコミュニケーションを促進するため、会社法、金融商品取引法、その他法令及び証券取引所の定める規則等を遵守し、企業情報を適時・適切かつ公平に開示する旨を定めております。また、理解を深めていただくことに資すると考えられる情報に関しても、積極的に開示する旨を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備の状況

当社は適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営責務であると認識し、平成27年7月7日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定し、下記のとおり決議いたしました。また、その主な運用状況は下記のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1) 経営理念、行動規範及びコンプライアンス規程を定め、研修、会議、業務及び通達を通じて取締役及び使用人に対する周知徹底を図る。
 2) 会社から独立した社外取締役及び社外監査役は、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。
 3) 内部監査人は、監査役及び会計監査人と連携し、監査計画に基づいて内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門へフィードバックを行う。
 4) 社外取締役を内部通報窓口とした内部通報制度運用規程を周知徹底し、コンプライアンスに反する行為の発生防止と早期発見を図るとともに、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。なお、内部通報窓口は、通報を受けたときは、直ちに、監査役へ報告しなければならない。
 5) 反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を行動規範に定める。これらの勢力に対しては、警察当局、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士と密接な連携をとって、一切の関係を遮断する。

（運用状況）
- 取締役及び従業員は、経営理念、行動規範及びコンプライアンス規程に基づいて業務に取り組み、社外役員は取締役会又は監査役会における発言を通じて、コンプライアンス体制強化の役割を果たしております。また、全役員及び従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、全社的なコンプライアンス意識の強化を図っております。
- 内部監査人は、監査役及び会計監査人と連携しながら監査計画に基づいて内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門へフィードバックを行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る議事録、決裁書類及びその他重要な情報は、文書管理規程等社内規程に基づいて適切に保管管理を行い、常時、取締役、監査役及び会計監査人等が閲覧又は謄写可能な状態に管理する。

（運用状況）

文書管理規程を一部改定し、保存期限の明確化を図っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1) 内的要因及び外的要因にて起こりうるリスクをリストアップし、リスクマネジメントの状況を定期的に取締役会へ報告する。
 2) 重大なリスクが発生した場合は、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止と再発防止に向けた体制を整える。

（運用状況）

平成27年２月、元従業員による不正行為の可能性が発覚したことから、直ちに代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、調査を開始しました。更に、社外役員（独立役員）により構成される調査委員会を設置し、同委員会の調査結果を踏まえた再発防止策を決議してその運用を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1) 取締役会を毎月１回、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 2) 取締役の職務執行の効率向上に資するため、社外取締役は独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。
 3) 経営の基本方針、基本戦略及び経営目標を明確にするため、取締役会において中期経営計画及び年度経営計画を決定し、目標達成に向けた進捗の管理を行う。
 4) 取締役会規程、職務権限規程により取締役会に付議すべき事項、報告すべき事項及び各取締役で決裁が可能な事項を定め、意思決定プロセスの明確化と迅速化を図る。

（運用状況）
- 取締役会規程に基づき、取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、平成27年８月期は17回開催しました。その中で、社外取締役は、独立、専門的立場から適宜助言を行っております。
- 中期経営計画及び年度経営計画を決定し、取締役会において目標達成に向けた進捗の管理を行っております。
- 取締役会規程及び職務権限規程に基づき、取締役会付議事項及び意思決定手順を明確に定め職務を執行しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はない。

（運用状況）

該当事項はありません。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役会が必要とした場合は監査役会の決議により監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置する。

（運用状況）

該当事項はありません。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒について事前に監査役会の同意を得る。

（運用状況）

該当事項はありません。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に服する。

（運用状況）

該当事項はありません。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び取締役又は使用人の職務執行の状況を把握するため、取締役会その他重要な意思決定会議に出席するとともに、決裁書類及び重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人にその説明を求める。
 2) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事象が発生し又は発生するおそれがあるとき及びコンプライアンスに反する行為を発見し

たときは、直ちに、監査役に報告しなければならない。
3) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じ必要な報告及び情報の提供を行う。
（運用状況）
監査役は、取締役会その他重要な意思決定会議に出席し、必要に応じて説明を求め、また報告を受けております。

10. 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行った取締役又は使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行ってはならず、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
（運用状況）
内部通報制度運用規程により、相談又は通報した者に対し会社が不利益な取扱いをすることを禁止しこれを周知しております。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
（運用状況）
監査役の職務の執行に係る費用又は債務については、速やかに処理しております。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1) 監査役は、代表取締役、担当取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、適切な意思疎通と連携を図る。
2) 監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受けるほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
3) 内部監査人は、内部監査計画及びその実施結果を、計画立案及び内部監査実施の都度、監査役へ報告する。
4) 監査役会規程、監査役監査規程及び監査役監査基準の改廃は、監査役会が行う。
（運用状況）
・監査役は、代表取締役とは年2回、担当取締役とは監査の都度、意見交換を行っております。
・監査役は、会計監査人から定期的に監査実施報告を受け、また必要に応じて監査実施状況を聴取しております。
・監査役は、内部監査人から内部監査計画の報告を受け、また内部監査実施の都度、報告を受けております。
・会社法改正に伴い、監査役会において監査役会規程を一部改定しております。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制
1) 財務報告の信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を実施する。
2) 取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。
（運用状況）
「内部統制構築に関する実務指針」に基づき、財務報告に係る内部統制システムについて厳格な評価を実施し、内部統制報告書を作成し、取締役会に報告を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、その他違法取引に関与する組織に対しては、警察当局、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士と緊密に連携し、組織全体で毅然として対応し、取引を含めた一切の関係を遮断するものとしております。そのために本社管理部を対応部署と定め、情報を収集し反社会的勢力排除のための整備を推進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特に記載する事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

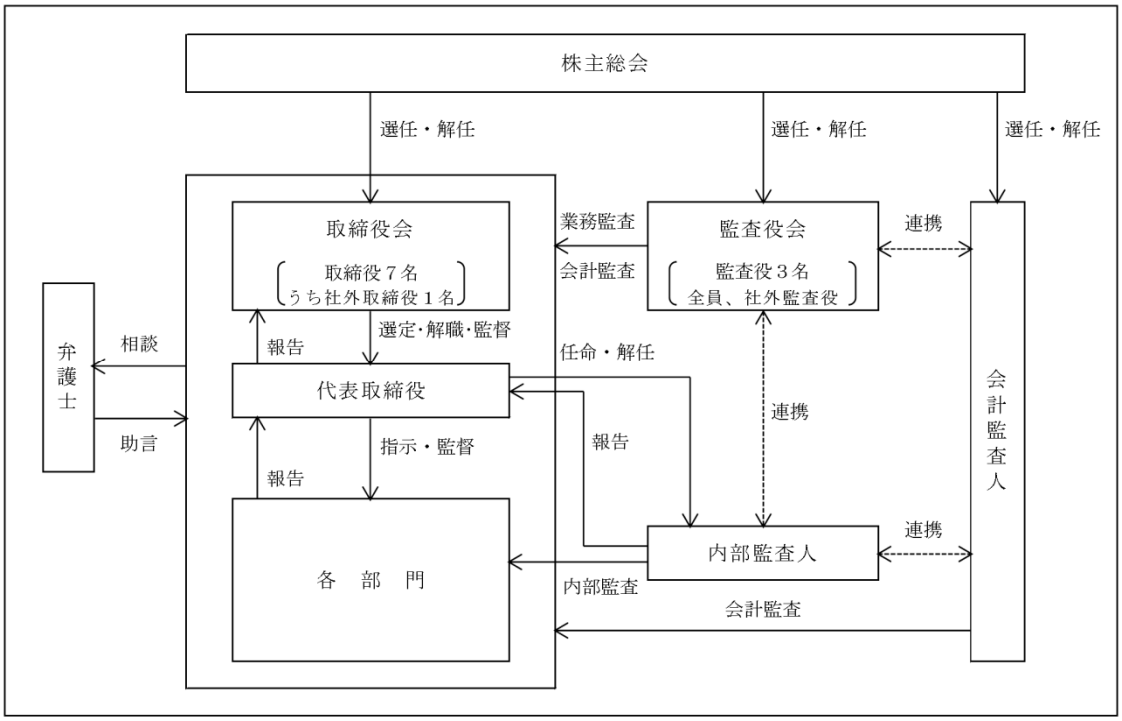
1. 適時開示に係る基本姿勢
当社は、企業の社会的使命を果たしていくことを企業経営の重要な目的と捉えており、株主・投資家はもとより、ステークホルダーとのコミュニケーションを促進するため、証券取引所の定める規則等を遵守し、会社の経営情報、事業活動に関する情報、投資判断に有用な情報を適時・適切かつ公平に開示いたします。

2. 適時開示体制について
(1)決定事実に関する情報
当社は、「決定事実に関する情報」については、担当部室長を通じて経営企画室に当該情報が集約される体制としており、軽微基準に該当するものまたは任意開示に該当するものを除き、取締役会に付議し当該情報の開示の要否、開示内容等を決議しております。取締役会における議案の承認の後、情報取扱責任者より速やかに開示を行うこととしております。

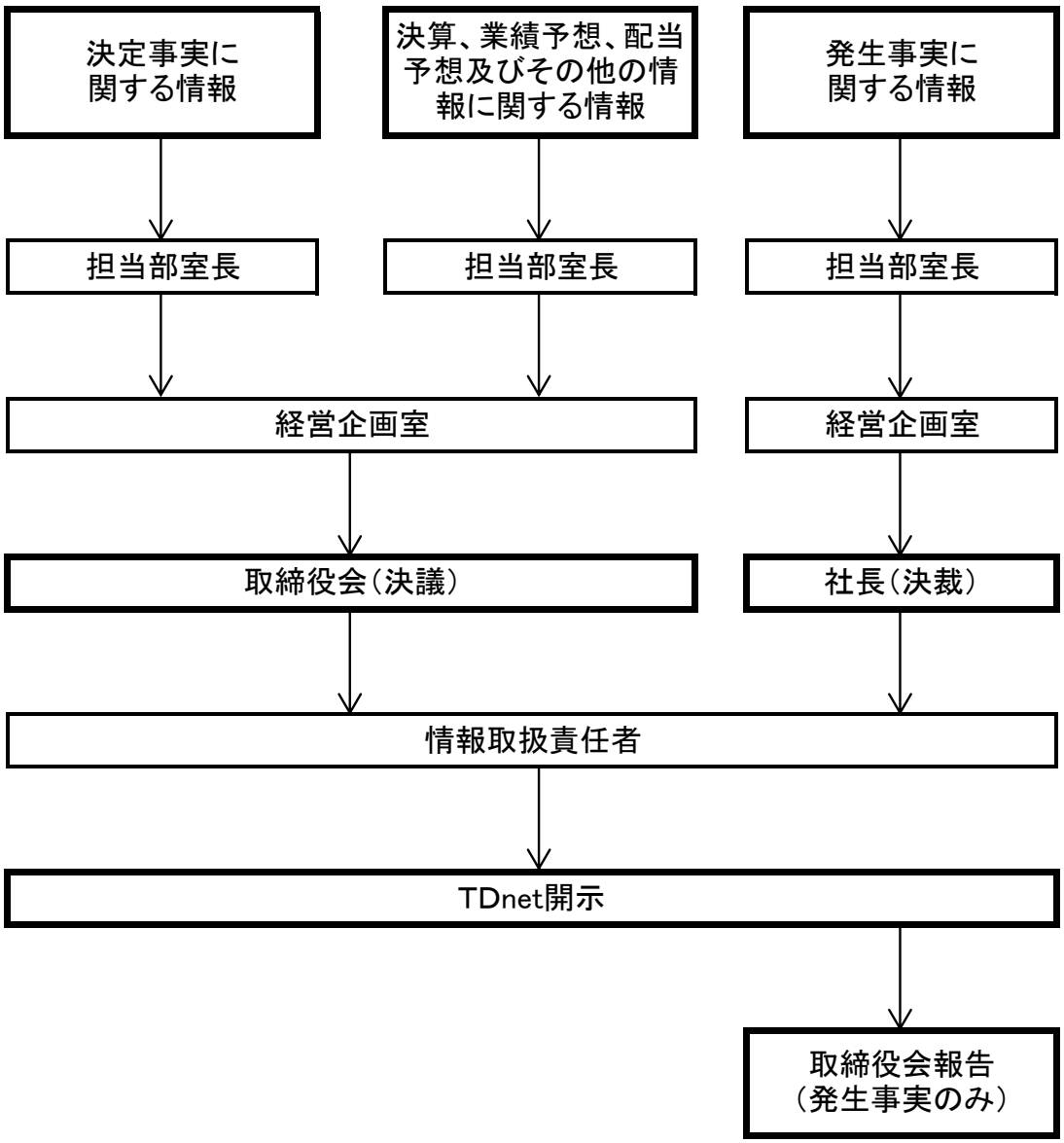
(2)決算、業績予想、配当予想及びその他の情報に関する情報
当社は、「決算、業績予想、配当予想及びその他の情報に関する情報」については、担当部室長を通じて経営企画室に当該情報が集約される体制としており、軽微基準に該当するものまたは任意開示に該当するものを除き、取締役会に付議し当該情報の開示の要否、開示内容等を決議しております。取締役会における議案の承認の後、情報取扱責任者より速やかに開示を行うこととしております。

(3)発生事実に関する情報
当社は「発生事実に関する情報」については、担当部室長を通じて経営企画室に当該情報が集約される体制としており、取締役社長と情報共有を行い当該情報の開示の要否、開示内容を決定し、開示が必要な情報については、情報取扱責任者を通じて速やかに開示を行うこととしております。その後、取締役会において、適時開示情報として発生事実の内容を報告することとしております。

【コーポレート・ガバナンス体制（模式図）】



【適時開示フロー図】


決定事実に
関する情報
決算、業績予想、配当
予想及びその他の情
報に関する情報
発生事実に
関する情報
担当部室長
担当部室長
担当部室長
経営企画室
経営企画室
取締役会（決議）
社長（決裁）
情報取扱責任者
TDnet開示
取締役会報告
（発生事実のみ）